

○国土交通省告示第千二百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年十月二十七日

国土交通大臣 馬淵 澄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川利根川水系湯西川ダム建設工事

第3 起業地

1 収用の部分 栃木県日光市西川字高瀬、字穴田、字カツロウ、字タフリ、字明神ケ岳、字横瀬及び字一ツ石並びに湯西川字龍ケ窪、字萱刈窪、字フリウギ、字サカシ、字長沢ミネ、字長沢、字新城畑、字平沢、字サントラ窪、字引張、字井戸沢、字白砂、字下高窪、字下ノ沢、字山口、字川戸、字川戸平、字道上、字通上、字川戸向、字前沢、字御殿向、字鳥居戸、字ウツルギ沢、字以多徳利、字木ノ沢及び字山越地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、栃木県日光市西川地内及び湯西川地内に施行する「一級河川利根川水系湯西川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に係る河川管理施設に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に治水又は利水の目的をもって設置するダムに関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件事業は同条第2項に基づく指定区間内に含まれていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川利根川水系利根川（以下「利根川」という。）の左支川である鬼怒川は、栃木県日光市の鬼怒沼に源を發し、川俣ダム及び川治ダムを経て、日光市川治温泉で五十里ダムがある男鹿川を合わせて南流しながら、大谷川を合わせ、さらに、さくら市及び宇都宮市を貫流して南下し、茨城県結城市で田川を合わせた後、守谷市大木で利根川に合流する、幹川流路延長177km、流域面積1,760km²の河川である。

鬼怒川を含む利根川水系の流域は、東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県及び群馬県の1都5県にまたがり、首都圏を擁する関東平野を流域とする。そのうち鬼怒川は、その流域が日光市、さくら市、宇都宮市、結城市、守谷市等にまたがり、主要な産業は、上流域では観光産業、中下流域では自動車等の工業及び農業となっており、流域の生活及び産業基盤となっている。

しかし、鬼怒川流域は古くから度々洪水に見舞われており、なかでも昭和24年8月のキティ台風では、栃木県内で死傷者49名、家屋の浸水2,215戸、家屋の倒壊、流失及び半壊を合わせて2,594戸という甚大な被害をもたらした。近年においては、溢水及び氾濫こそ発生していないものの、各所で氾濫危険水位にせまる出水が生じている。

また、鬼怒川を含む利根川流域の水利用は、かんがい用水、水道用水、工業用水等に幅広く利用されているが、気候に左右されて流況が不安定になることもあり、頻繁に渇水に見舞われている。特に、広範囲にわたり深刻な被害をもたらした平成6年の渇水をはじめ平成8年、9年及び13年と渇水が頻発し、市民生活や経済活動に大きな影響を与えた。また、鬼怒川では、渇水時に河川流量が減少し、連続した水面が確保されないなど、動植物の生息及び生育環境の保全や河川の水質保全への影響が懸念されている。

さらに、鬼怒川の右支川田川沿岸に位置する栃木県南部地域は、関東地方でも有数の水田地帯であるが、この一帯は地理的に水源が乏しく、その水源を田川の流域内の降雨や地下水に頼らざるを得ない状況にあり、毎年の田植え時期には、かんがい用水が不足し、水利用者間の取水の調整が必要となるなど営農に支障をきたしている。

加えて、首都圏では経済発展や人口集中に対応するため、水資源開発を進めてきたところであるが、首都圏で消費される水の多くを供給する利根川水系では、水を安定的に供給する安全度を他地域と比較して低い目標水準とすることで、水需要に対応している。そのため、他地域に比べると、渇水に対して不安定な状況となっている。

このような状況に対して、鬼怒川を含む利根川水系の治水対策として平成18年2月に策定された「利根川水系河川整備基本方針」（以下「河川整備基本方針」という。）において、年超過確率1/100年規模の洪水を対象に鬼怒川の基準地点石井における基本高水のピーク流量を8,800m³/秒と定め、本件事業も含めた洪水調節施

設により3,400m³/秒を調節し、河道への配分流量を5,400m³/秒としている。本件事業は、洪水調節施設の一つとして、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第4条第1項及び第5項の規定に基づき、平成16年10月に告示された変更後の「湯西川ダムの建設に関する基本計画」（以下「ダム基本計画」という。）により、本件事業実施地点で、計画高水流量850m³/秒のうち810m³/秒を調節することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業において洪水期では30,000,000m³の容量を確保することとしている。

一方、河川整備基本方針においては、流水の占用のために必要な流量の確保、動植物の保護等の流水の正常な機能を維持するための流量として、鬼怒川の佐貫地点において45m³/秒を確保することとし、そのうち本件事業により1.4m³/秒を確保することとしている。これを踏まえ、ダム基本計画では、本件事業において洪水期では17,900,000m³、非洪水期では29,800,000m³の容量を確保することとしている。

加えて、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）に基づき平成20年7月に閣議決定された「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（以下「フルプラン」という。）では田川地域における農地に対し必要な農業用水を確保するため、本件事業により新たに0.33m³/秒を供給することとしている。また、ダム基本計画において、田川沿岸の約2,000haの農地のかんがい用水として、鬼怒川の佐貫地点下流において、新たに取水を可能とすることとしており、本件事業において洪水期では最大3,100,000m³、非洪水期では最大3,800,000m³の容量を確保することとしている。

また、本件事業では、フルプランの水需要予測を踏まえ、ダム基本計画において、新たに、宇都宮市、茨城県及び千葉県の水道用水として1日最大175,200m³を供給し、洪水期では最大19,201,000m³、非洪水期では最大35,111,000m³の容量を確保することとしている。

さらに、本件事業により新たに、千葉県の工業用水として1日最大16,400m³を供給し、洪水期では最大1,799,000m³、非洪水期では最大3,289,000m³の容量を確保することとしている。

本件事業は、これらに基づき、湯西川に洪水調節、流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水、水道用水及び工業用水の確保を目的とした多目的ダムの建設を行うものであり、本件事業の完成により、他の洪水調節施設と相まって、基準地点石井での年超過確率1/100年規模の大雨による洪水に対して洪水調節を行うことが可能となり、鬼怒川流域における洪水被害が軽減されることとなる。また、5年に1回程度起こり得る渇水時においても、流水の正常な機能の維持のために必要な流量を確保することが可能となり、さらに、田川沿岸のかんがい用水の需要水量、今後増加が見込まれる宇都宮市、茨城県及び千葉県の水道用水並びに千葉県の工業用水の需要水量を確保することが可能となる。これらのことから、本件事業は、流域住民の生命及び財産の安全、河川環境の保全、農業生産の維持及び増進並びに宇都宮市、茨城県及び千葉県の水道用水並びに千葉県の工業用水の安定的な確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者において、「建設

省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」(昭和53年建設事務次官通知)に基づき昭和60年6月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、水質汚濁については影響はないものと評価されている。その他の項目についても環境に対する影響は軽微であると評価されている。また、起業者は、上記環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に準じて、継続的に任意で環境調査を実施しており、それらの結果によると、水質について、土砂による水の濁り並びに水温及び溶存酸素量への影響が予測されたことから、起業者は、貯水池の水温分布に応じて望ましい水温層から取水する選択取水設備の設置や、廃止した発電所の導水路5.5kmを再利用した清水バイパスの整備・運用をすることとしており、これら対策の実施により水質への影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件事業地周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)における国内希少野生動植物種であるクマタカの営巣が確認されたが、起業者は、有識者からなる検討委員会の指導及び助言を受けながら、工事時期の配慮、騒音の影響の抑制、生息環境の攪乱抑制等の保全措置を実施することとしていることから、環境に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件事業地内及びその周辺の土地では、文化財保護法(昭和25年法律第214号)における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヤマネ、オジロワシ、オオワシ及びイヌワシ、種の保存法における国内希少野生動植物種であるオオタカ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているクロホオヒゲコウモリ、クビワコウモリ等の動物が確認されたが、周辺の土地には同様の環境が広く残存することなどから影響は軽微であると認められる。また、植物については、絶滅危惧ⅠA類のアイズヒメアザミ、絶滅危惧ⅠB類のツルキケマン、絶滅危惧Ⅰ類のイズミイシノカワ等が確認されているが、起業者は生息適地に移植や播種を行うなどの環境保全措置を講ずることとしていることから、環境に与える影響は軽微であると認められる。

加えて、本件事業地内の土地には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所確認されているため、栃木県教育委員会と協議を行い、記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、鬼怒川の氾濫による洪水被害の軽減、渇水時における流水の正常な

機能の維持並びにかんがい用水、水道用水及び工業用水の確保を目的とする、堤高119.0m、総貯水容量75,000,000m³の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、これらに必要な水量の確保を図るうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

なお、本件事業の建設位置については、鬼怒川上流域のうち、日光市西川地内の湯西川に建設する申請案、集水面積が比較的大きい同市独鋸沢地内の男鹿川に建設する案及び移転家屋等が比較的少ない同市芹沢地内の芹沢に建設する案の3案について検討が行われており、申請案と他の案とを比較すると、申請案は、集水面積が中位であるため、治水効果において男鹿川に建設する案に劣るものの、狭窄な谷部の地形により、堤頂長が短く、かつ堤体積を小さく抑えられることから、貯水効率が最も高く、堅固な岩盤が浅所から分布していることなどから地形及び地質に優れ、事業費が最も廉価であり経済性にも優れることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

また、本件事業のダムサイトについては、上記の湯西川に建設する案のうち、下流の五十里ダムの貯水位による影響を受けない地点から上流の湯西川温泉に影響を与えない地点までの間において、上流に建設する案、中流に建設する案及び下流に建設する申請案の3案について検討が行われており、申請案と他案とを比較すると、申請案は、堤頂長を短く、かつ堤体積を小さく抑えられることから、貯水効率が最も高く、事業費も廉価であり経済性に優れることなどから、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、鬼怒川流域では幾度も洪水被害が発生していること、近年頻発する渇水により動植物の生息及び生育環境等に影響を及ぼしていること、田川沿岸地域において田植え時期等に慢性的な水不足が発生し、営農に支障をきたしていること、宇都宮市、茨城県及び千葉県の水道用水並びに千葉県工業用水の需要が増加すると予測されていることなどから、鬼怒川における洪水調節、渇水時における流水の正常な機能の維持並びにかんがい用水、水道用水及び工業用水の確保のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、栃木県や日光市等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 栃木県日光市役所